

令和8年度

65歳からの

介護保険料

介護保険は助け合いの精神に基づく制度です。
あなたの保険料は介護が必要な人を支え、みんなの保険料は
万一介護が必要になったときのあなたを支えます。



保険年金課

電話 072-841-1221(代表)

直通 072-841-1403

FAX 072-841-3716

枚方市

介護保険とは

急速な高齢化が進行する中、高齢期の過ごし方や介護に対する考え方は多様化しており、趣味や教養・就労など、さまざまな取り組みを通じていきいきと暮らしている高齢者は増えています。

しかし、高齢になるにつれて心身の状況の悪化による生活機能の低下など、暮らしや健康に不安を抱える人が増えていることも事実です。

介護保険制度本来の理念は、「健康寿命の延伸」「自立支援につながる介護予防」であり、「高齢者が尊厳をもって暮らすこと」ができる社会を実現することにあります。

介護保険制度は、40歳以上の方の保険料と公費（税金）で運営されています。介護サービス利用の増加に伴う給付費の増大の中、介護保険制度の安定した運営のため、一人ひとりの保険料が介護保険制度を支えています。

介護保険の被保険者



第1号被保険者 (65歳以上の人)



原因を問わず、入浴、排せつ、食事、身支度など日常生活を送るために介護や支援が必要になれば、いつでも介護保険の認定申請ができます。



第2号被保険者 (40歳から64歳までの人)



初老期の認知症、脳血管疾患など老化に伴う特定疾病によって、日常生活を送るために介護や支援が必要になれば、介護保険の認定申請ができます。

※介護保険は任意加入ではないため、加入のための手続きは不要です。

介護保険料は、被保険者一人ひとりの前年（令和7年1月～12月）中の所得金額や賦課期日（令和8年4月1日または資格取得日）の世帯状況によって17段階に分かれています。「基準月額」は、枚方市の介護サービスに要する費用等に応じて算出され、3年ごとに見直しを行います。

令和8年度 枚方市の65歳からの介護保険料

も < じ

- 1 保険料段階区分と段階別年間保険料額…………… 3ページ
- 2 保険料の減免…………… 5ページ
- 3 保険料の納付方法…………… 8ページ
- 4 5月以降に65歳になった人や転入した人…………… 11ページ
- 5 保険料を納めずにいると…………… 12ページ
- 6 第9期介護保険事業運営期間の介護保険料…………… 15ページ
- 7 介護保険で利用できるサービス…………… 17ページ

1

保険料段階区分と段階別年間保険料額

◆令和8年度 段階別年間保険料額◆

基準月額 6,276円

介護保険料段階の判定における合計所得金額について

段階区分	判定基準	段階割合	年間保険料額
第1段階	生活保護受給者 世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者 世帯全員が市民税非課税で、前年中の公的年金(※) 収入額+前年中の合計所得金額が82万6,500円以下	0.285	21,500円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年中の公的年金(※) 収入額+前年中の合計所得金額が120万円以下	0.435	32,800円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1・第2段階に 該当しない	0.685	51,600円
第4段階	本人が市民税非課税(世帯に課税者がいる)で、前年中の公的年金(※) 収入額+前年中の合計所得金額が82万6,500円以下	0.90	67,800円
第5段階 (基準)	本人が市民税非課税(世帯に課税者がいる)で、 第4段階に該当しない	1.00	75,300円
第6段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が 100万円未満	1.15	86,600円
第7段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が 100万円以上120万円未満	1.20	90,400円
第8段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が 120万円以上210万円未満	1.25	94,100円
第9段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が 210万円以上320万円未満	1.50	113,000円
第10段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が 320万円以上420万円未満	1.70	128,000円
第11段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が 420万円以上520万円未満	1.95	146,900円
第12段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が 520万円以上620万円未満	2.10	158,200円
第13段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が 620万円以上720万円未満	2.25	169,500円
第14段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が 720万円以上820万円未満	2.30	173,200円
第15段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が 820万円以上1000万円未満	2.55	192,000円
第16段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が 1000万円以上1500万円未満	2.75	207,100円
第17段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が 1500万円以上	2.95	222,200円

- ①租税特別措置法に規定される長期譲渡所得または短期譲渡所得のいずれかにかかる特別控除額がある場合は、その特別控除額を合計所得金額から控除します(控除後の額が0円を下回る場合、合計所得金額を0円とします)。
- ②第1～5段階(市民税非課税の人)の判定においては、所得税法に規定される公的年金収入にかかる所得金額を合計所得金額から控除するものとし、給与所得(租税特別措置法第41条の3の3第2項の規定による給与所得控除の適用前の額)から10万円を控除した額(控除後の給与所得が0円を下回る場合、給与所得は0円)を給与所得として算定します。
- ③令和7年度税制改正に伴い、給与所得控除の最低保証額が引き上げられたことで保険料段階に変更が生じる場合でも、令和8年度における介護保険料の決定に際しては、従来どおりの課税状況や合計所得金額の「みなし判定」を行い算定しています。

※遺族年金・障害年金などの非課税年金は収入額に含みません。

年度の途中で枚方市の第1号被保険者になった人(65歳になった人や、転入した人)は、月割で保険料を算定します。月数別の保険料額は以下の表のとおりです。

賦課の期間や納付の方法などは、11ページの「**4** 5月以降に65歳になった人や転入した人」をご覧ください。

月 数 別 保 険 料 額										
										(単位:円)
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
1,700	3,500	5,300	7,100	8,900	10,700	12,500	14,300	16,100	17,900	19,700
2,700	5,400	8,200	10,900	13,600	16,400	19,100	21,800	24,600	27,300	30,000
4,300	8,600	12,900	17,200	21,500	25,800	30,100	34,400	38,700	43,000	47,300
5,600	11,300	16,900	22,600	28,200	33,900	39,500	45,200	50,800	56,500	62,100
6,200	12,500	18,800	25,100	31,300	37,600	43,900	50,200	56,400	62,700	69,000
7,200	14,400	21,600	28,800	36,000	43,300	50,500	57,700	64,900	72,100	79,300
7,500	15,000	22,600	30,100	37,600	45,200	52,700	60,200	67,800	75,300	82,800
7,800	15,600	23,500	31,300	39,200	47,000	54,800	62,700	70,500	78,400	86,200
9,400	18,800	28,200	37,600	47,000	56,500	65,900	75,300	84,700	94,100	103,500
10,600	21,300	32,000	42,600	53,300	64,000	74,600	85,300	96,000	106,600	117,300
12,200	24,400	36,700	48,900	61,200	73,400	85,600	97,900	110,100	122,400	134,600
13,100	26,300	39,500	52,700	65,900	79,100	92,200	105,400	118,600	131,800	145,000
14,100	28,200	42,300	56,500	70,600	84,700	98,800	113,000	127,100	141,200	155,300
14,400	28,800	43,300	57,700	72,100	86,600	101,000	115,400	129,900	144,300	158,700
16,000	32,000	48,000	64,000	80,000	96,000	112,000	128,000	144,000	160,000	176,000
17,200	34,500	51,700	69,000	86,200	103,500	120,800	138,000	155,300	172,500	189,800
18,500	37,000	55,500	74,000	92,500	111,100	129,600	148,100	166,600	185,100	203,600

令和8年度における介護保険料の取り扱いについて

令和7年度税制改正により、個人住民税に係る給与所得控除の最低保障額が現行の55万円から65万円へ引き上げられ、令和8年度分(令和7年分所得)より適用されることとなりました。

それに伴い、令和8年度の介護保険料につきましては、給与収入金額が190万円未満の方で、給与所得控除の最低保障額の引き上げにより課税状況や合計所得金額に変更が生じた場合、第9期介護保険事業計画期間(令和6年度～令和8年度)における保険料収入が減少する可能性があることから、国の通知等にもとづき、控除額を従前のものとして課税状況や合計所得金額の「みなし判定」を行い、介護保険料を算定しています。

2 保険料の減免

次の場合で保険料の支払いが困難と認められるときは、申請により介護保険料の減免ができることがあります。

減免の対象は、納期限を過ぎていない介護保険料です。

(1) 災害により、自己の居住する住宅・家財に著しい損害を受けたとき

- ①現に居住する住宅が全壊・大規模半壊・半壊・全焼・半焼・床上浸水
または家財が3割以上の損害
- ②世帯の合計所得金額の合計が1,000万円以下
- ③保険料の支払が困難

①～③すべてに該当

<減免の額>

申請日以降に納期が到来する保険料のうち、10納期分の保険料

損害の程度が全壊・大規模半壊・全焼 ⇒ 全額免除

損害の程度が半壊・半焼・床上浸水 ⇒ 半額減免

(2) 主たる生計維持者の死亡・長期入院等により、その者の収入が著しく減少したとき

- ①主たる生計維持者の死亡・重大な障害・2か月以上継続して入院
- ②主たる生計維持者の合計所得金額の見込額が前年の2分の1以下
- ③次年度に保険料の段階区分の変更を伴うもの
- ④保険料の支払が困難

①～④すべてに該当

<減免の額>

減免前の保険料と、減免後の保険料（申請のあった月以降の保険料を主たる生計維持者の合計所得金額の見込額で判定した額）との差額

(3) 主たる生計維持者の収入が、事業の休廃止・損失・失業等により、著しく減少したとき

- ①主たる生計維持者の失業・事業の休廃止・事業における著しい損失等
- ②主たる生計維持者の合計所得金額の見込額が前年の2分の1以下
- ③次年度には保険料の段階区分の変更を伴うもの
- ④保険料の支払が困難

①～④すべてに該当

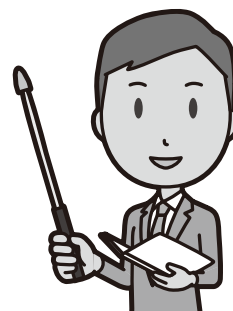
<減免の額>

減免前の保険料と減免後の保険料（申請のあった月以降の保険料を主たる生計維持者の合計所得金額の見込額で判定した額）との差額

【減免の申請に必要なもの】

事実を証明できる書類

- * 災害の場合は、り災証明書
- * 入院の場合は、入院証明書・診断書など（入院期間が分かるもの）
- * 失業の場合は、離職証明書・退職証明書など
- * 事業の休廃止の場合は、休業届や廃業届など



- ##### (2) (3) については、令和8年1月から令和8年12月(※)までの収入実績額および収入見込み額を記載した書類
- * 給与の支払明細など

※令和9年1月以降に申請される場合は、令和9年1月から12月までの収入見込み額を記載した書類が必要となります。

介護保険サービスの給付を受けている人については、減免の内容と同じ要件で利用料の減免があります。

(特別軽減)

枚方市では、災害等による減免のほかに、低所得者層のうち真に生活に困っている人を対象として、介護保険料の軽減を行っています。

軽減の対象は、納期限を過ぎていない介護保険料です。

次の**5つの条件すべて**に当てはまる場合

- ①保険料が**第2段階又は第3段階**であること。
- ②世帯の前年(令和7年1月～令和7年12月)中の**年間収入が150万円**
(2人以上の場合は、2人目以降1人につき50万円を加算した額)以下であること。
- ③市民税課税者に**扶養されていない**こと。
- ④資産を活用しても、生活が困窮している状態にあること(居住用以外に活用できる土地・家屋がなく、**預貯金が350万円以下**など)。
- ⑤過去に特別軽減による減免を受けた場合、減免を受けた対象期間の介護保険料を滞納していないこと(時効により納付することができないものを除く)。

※「扶養」とは、医療保険法上または税法上の扶養をいいます。

※「収入」とは、市民税課税対象となる収入に加え、障害年金、遺族年金等の非課税年金などの税法上の非課税所得に係る収入、仕送り、生活保護の要否判断において収入認定しない収入(公害健康被害補償等)も含め、その者に帰属するあらゆる収入をいいます。

特別軽減の申請に必要なもの

- 「介護保険料決定通知書」または「介護保険料納付通知書」
- 印鑑(認め印)
- 預貯金通帳(申請者名義人の通帳をすべて提示してください)
- 前年の年金振込通知書(遺族年金、障害年金等も含め提示してください)

以下該当する場合

- 所得税の確定申告書(申告している場合は提示してください)
- 固定資産税納付通知書(土地・家屋をお持ちの場合は提示してください)

<軽減される額>

普通徴収の場合

軽減申請日以降に納期限が到来する保険料の額の範囲内において、軽減前の保険料と第1段階の保険料との差額。

特別徴収の場合

申請日の属する月から納付方法を普通徴収に切り替えたものとみなして、軽減申請日以降に納期限が到来する保険料の額の範囲内において、軽減前の保険料と第1段階の保険料との差額。

※資力の回復など事情が変化した場合や、虚偽の申請、不正な手段等により減免の承認を受けたと認められるときは、減免の承認を取り消すことがあります。

3 保険料の納付方法

65歳以上の方の介護保険料の納付方法には、**【普通徴収】**と**【特別徴収】**の2つの方法があります。

※この2つの納付方法（普通徴収と特別徴収）については、法で規定されているため、納付方法を選択することはできません。

【普通徴収】

納付書又は口座振替で納付します。

<対象となる人>

- 年金を受給していない人
- 公的年金の年間受給額が18万円未満の人
- 年度途中で保険料が変更になった人
- 令和8年4月2日以降に65歳になったまたは転入したことにより、枚方市の第1号被保険者になった人

<納付方法>

毎年6月に保険料額を決定し、納付通知書を送付します。4月から翌年3月までの1年分を、6月から翌年3月までの毎月1期(1回)ずつ計10回に分けて、納付書もしくは口座振替(各月末に指定の口座より振替)で納付します。

(注) 65歳になった人は65歳に到達した月から、転入した人は転入月から月割で納付します。

なお、法律上、年齢は誕生日の前日に1つ増えます。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期



【特別徴収】

保険料が年金から引き去りされます。

<対象となる人>

●年金保険者(日本年金機構や各種共済組合)から、65歳以上で公的年金(老齢基礎年金、国民年金、遺族年金、障害年金等)を年間18万円以上受給している旨の通知が枚方市へあった人。

※被保険者本人の手続きは不要です。

※老齢厚生年金は特別徴収の対象ではありません。

<納付方法>

年金の支給月(4月・6月・8月・10月・12月・2月の年6回)にそれぞれ支給される年金から介護保険料が引き去りされます。

令和7年度			令和8年度									令和9年度							
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
	6期		1期		2期		3期		4期		5期		6期		1期		2期		3期
			仮徴収						本徴収										

2月の特別徴収額と同額を引き去り (令和7年度2月、令和8年度2月、令和9年度2月)

<仮徴収>

前年度の2月に特別徴収した額と同額が引き去りされます。
(各期の保険料額を調整するため同額とならない場合もあります。)

<本徴収>

その年度に決定された保険料額から、仮徴収分を差し引いた額が引き去りされます。
(保険料額は毎年6月に決定し通知します。)

※今年度から特別徴収が開始となった人は、徴収開始時期により年6回の引き去りとならない場合があります。(引き去り回数等の説明は次ページに記載)

なお、年度途中で特別徴収が開始となった場合や、保険料に変更が生じた場合などは、【特別徴収】と【普通徴収】の両方で納付していただくこともあります。

4月から特別徴収となる人

前年度の年間保険料額の概ね6分の1となるように設定した保険料額が、各年金支給月の4・6・8月に引き去りされます。(仮徴収)

前年中の所得等により今年度の年間保険料額を決定し、前述の仮徴収合計額を差し引いた金額が10・12・2月の3回に分けて引き去りされます。(本徴収)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1期		2期		3期		4期		5期		6期	
仮徴収						本徴収					

6月から特別徴収となる人

前年度の年間保険料額の概ね5分の1となるように設定した保険料額が、各年金支給月の6・8月に引き去りされます。(仮徴収)

前年中の所得等により今年度の年間保険料額を決定し、前述の仮徴収合計額を差し引いた金額が10・12・2月の3回に分けて引き去りされます。(本徴収)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		2期		3期		4期		5期		6期	
仮徴収						本徴収					

※特別徴収5回で引き去り(通常6回)されますので、1回あたりの金額が高くなります。

8月から特別徴収となる人

前年度の年間保険料額の概ね4分の1となるように設定した保険料額が、年金支給月の8月に引き去りされます。(仮徴収)

前年中の所得等により今年度の年間保険料額を決定し、前述の仮徴収合計額を差し引いた金額が10・12・2月の3回に分けて引き去りされます。(本徴収)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
				3期		4期		5期		6期	
仮徴収					本徴収						

※特別徴収4回で引き去り(通常6回)されますので、1回あたりの金額が高くなります。

10月から特別徴収となる人

今年度の年間保険料額の概ね半額となるように設定した保険料額を、6月から9月までに分けて、納付書もしくは口座振替(各月末に指定口座より振替)により納付します。(普通徴収)

残りの保険料額は各年金支給月10・12・2月の3回に分けて引き去りされます。(特別徴収)

***普通徴収から特別徴収への移行に関して、被保険者本人の手続きは不要です。**

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		1期	2期	3期	4期	4期		5期		6期	
普通徴収						特別徴収					

4 5月以降に65歳になった人や転入した人

【65歳になった人】.....

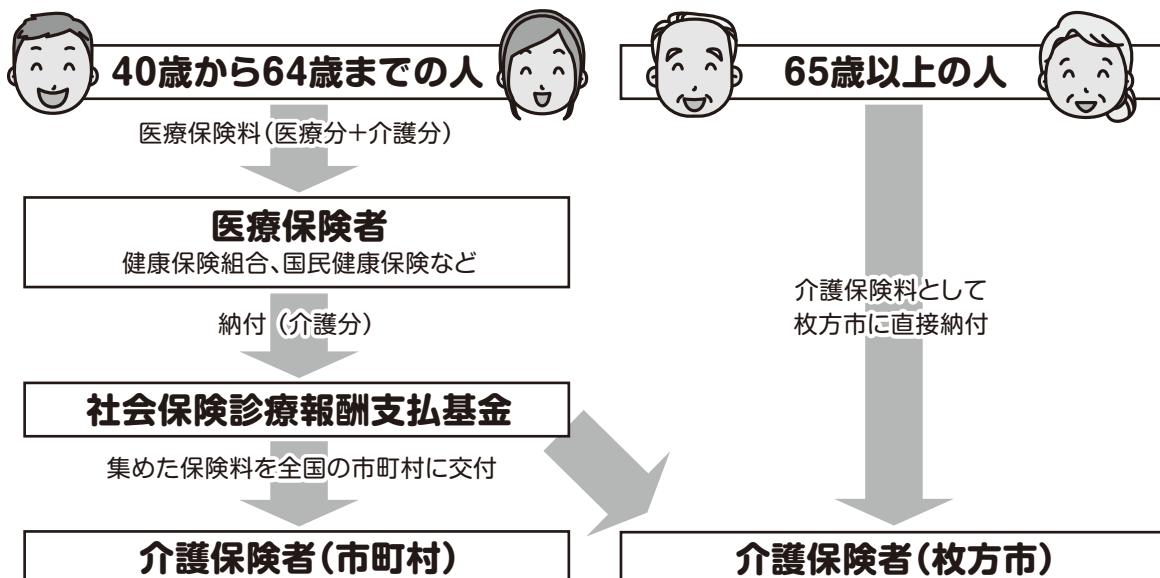
介護保険料は、『40歳から64歳まで』と『65歳から』とでは納付方法・算定基準が異なります。

65歳に到達した月(注) から、医療保険料とは別に介護保険料が賦課されます。

(注)法律上、年齢は誕生日の前日に1つ増えます。

40歳から64歳までの納付方法・算定基準

加入している医療保険(健康保険組合、国民健康保険など)に介護分も含めて医療保険料として納付します。ご自身の医療保険料に含まれている介護分の額・算定方法については、それぞれ加入されている医療保険者にお問い合わせください。



○納付の方法

65歳に到達した月の翌月に届く納付書により、銀行の窓口・コンビニなどで納付します。

便利な口座振替による納付もできます。申込用紙は、納付通知書送付の際に同封しています。市役所の介護保険窓口や銀行等の金融機関にもあります。

【転入した人】.....

枚方市における介護保険料は、**転入した日の属する月の分**から賦課されます(前住所地の市区町村では、その前月分までの介護保険料がかかります)。

○納付の方法

枚方市へ転入の届出をした月の翌月に届く納付書により、銀行の窓口・コンビニなどで納付します。

便利な口座振替による納付もできます。申込用紙は、納付通知書送付の際に同封しています。市役所の介護保険窓口や銀行等の金融機関にもあります。

5 保険料を納めずにいると

介護保険は、40歳以上の方に納付していただく介護保険料と公費負担（税金）を財源にして運営されています。保険料の未納が多いと、介護サービス費の支払いなどに影響を及ぼすこととなります。保険料の確実な収納が制度の安定的な運営を図る上で不可欠であるという観点から、介護保険制度では、災害等の特別な事情なく**一定期間の保険料を滞納**している被保険者に対し、**保険給付の制限**が設けられています。

保険給付の制限とは



1年以上滞納すると……

介護費用がいったん全額払いになります（償還払い）。

サービス利用時に介護費用の全額（10割）をサービス事業所にお支払いいただき、市役所へ申請後に保険給付分を市から本人に払い戻します。

1年6か月以上滞納すると……

介護費用の払い戻しが一時差し止めになります。

介護費用の払い戻し（保険給付分）が一時差し止めになり、その後、差し止め額は滞納保険料に充当されます。

2年以上滞納すると……

保険給付額が減額されます。

サービス利用時の利用者負担額が滞納期間に応じて3割または4割になります。また、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費等の支給を受けることができません。

滞納期間は過去10年までさかのぼります。

※介護保険料を**納付できる期間は2年間**です。

それ以降は徴収権が時効消滅するため、納付することができません。

今、サービスを
利用していなくても、この先
介護が必要となるかもしれません。
そのようなときに安心して
サービスを利用できるよう、
保険料の納付にご理解・ご協力
をお願いします。



【参考】在宅サービスの支給限度額（1か月）

要介護 状態区分	支給限度額	利用者負担額 (1割の場合)	利用者負担額 (3割の場合)	利用者負担額 (10割の場合)
要支援1	50,320円	5,032円	15,096円	50,320円
要支援2	105,310円	10,531円	31,593円	105,310円
要介護1	167,650円	16,765円	50,295円	167,650円
要介護2	197,050円	19,705円	59,115円	197,050円
要介護3	270,480円	27,048円	81,144円	270,480円
要介護4	309,380円	30,938円	92,814円	309,380円
要介護5	362,170円	36,217円	108,651円	362,170円

※この表は、あくまでも目安です。

※1単位あたりの単価はサービスの種類及び事業所の所在地によって異なります。表の支給限度額は、1単位=10円で算出しています。

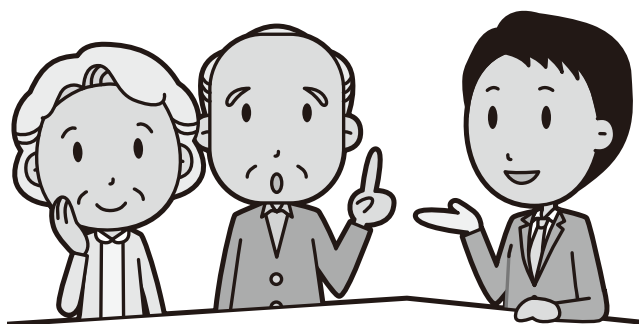
※利用者負担額は支給限度額をもとに算定しています。利用の状況に応じて金額は変更になります。

※1か月に利用できる支給限度額内で、必要な在宅サービスを組み合わせて利用できます。

境界層該当措置について

介護保険のサービス費用の負担額や保険料を支払うと生活保護を必要としますが、それより低い所得段階のサービス費用の負担額や保険料であれば生活保護を必要としなくなる場合に、より低い基準を適用する制度です。

福祉事務所に生活保護の申請をして却下になったとき、あるいは生活保護が廃止になったときに、福祉事務所から「境界層該当証明書」の交付を受けて介護認定給付課に申請してください。生活保護を必要としない段階になるまで次の順で適用します。



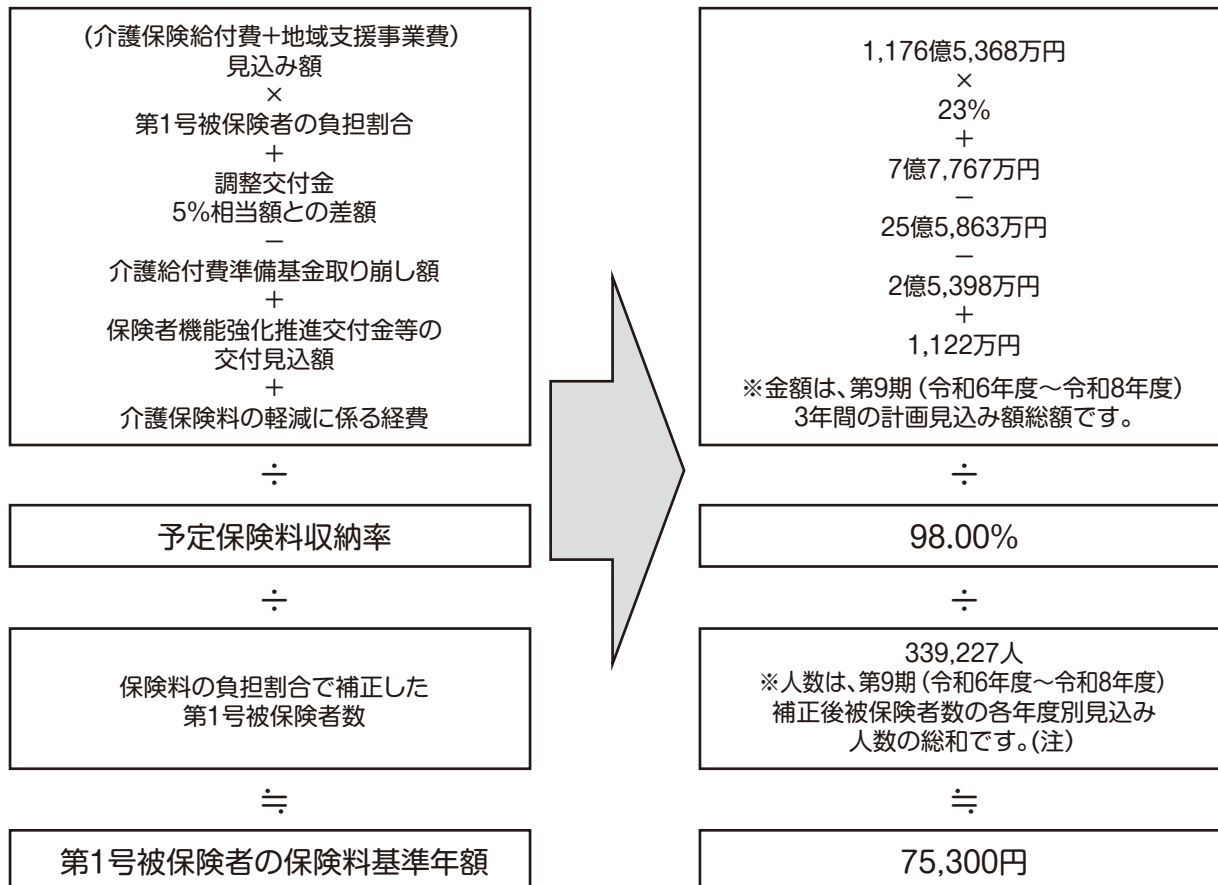
措置の内容

1. 徴収権消滅分保険料があっても給付額の減額を行わない。
2. 介護保険施設サービス等の居住費・滞在費の負担限度額をより低い段階とする。
3. 介護保険施設サービス等の食費の負担限度額をより低い段階とする。
4. 高額介護サービス費を算出する際の負担上限額の段階を下げる。
5. 介護保険料の所得段階をより低い段階にして負担額を軽減する。

6 第9期介護保険事業運営期間の介護保険料

①第1号被保険者の保険料

第9期介護保険事業運営期間の介護保険給付費等見込額に見合った介護保険料の基準額は年額で75,300円(第8期70,800円)、月額で6,276円(第8期5,902円)となり、第8期保険料と比較して基準額(月額)で約6.3%増となりました。計算方法は次のようになります。



補正後被保険者数

所得段階区分	段階割合	補正後被保険者数	所得段階区分	段階割合	補正後被保険者数	所得段階区分	段階割合	補正後被保険者数
第1段階	0.455	0.455人	第7段階	1.20	1.20人	第13段階	2.25	2.25人
第2段階	0.635	0.635人	第8段階	1.25	1.25人	第14段階	2.30	2.30人
第3段階	0.69	0.69人	第9段階	1.50	1.50人	第15段階	2.55	2.55人
第4段階	0.90	0.90人	第10段階	1.70	1.70人	第16段階	2.75	2.75人
第5段階	1.00	1.00人	第11段階	1.95	1.95人	第17段階	2.95	2.95人
第6段階	1.15	1.15人	第12段階	2.10	2.10人			

(注) 補正後被保険者数とは、所得段階により保険料が異なる点を考慮し、各所得段階の段階割合で補正したものです。

②介護保険給付費の財源について

第9期介護保険事業運営期間の第1号保険料負担割合は、**23%**です。また、国から交付される介護給付費財政調整交付金の交付率は、**4.32%**を見込んでいます。

第1号保険料負担割合は、 $23\% + (5\% - 4.32\%) = 23.68\%$ となります。

【保険給付費の財源構成（枚方市の場合）】

保険料 50.68% 公費 49.32%

第1号 被保険者の 保険料 23.68%	第2号 被保険者の 保険料 27.0%	枚方市 12.5%	大阪府 12.5%	国 20.0%
--------------------------------------	-------------------------------------	---------------------	---------------------	-------------------

※介護給付費
財政調整
交付金
4.32%

※介護給付費財政調整交付金とは

調整交付金は、国が市町村間の介護保険料基準額の格差を調整するために設けている交付金です。調整の対象となる項目は以下のようになっています。

- (1) 要介護発生率の高い後期高齢者（75歳以上）の加入割合
- (2) 高齢者（第1号被保険者）の所得の分布状況
- (3) 災害時の保険料減免などの特殊事情など

調整交付金の総額は、全市町村の介護保険費用の5%に相当する額ですが、後期高齢者（75歳以上）比率等を考慮し、市町村間の格差を調整して交付されるため、5%を超えて交付される市町村と、5%を下回る市町村とがあります。

7 介護保険で利用できるサービス

居宅サービス ※介護サービスと予防サービスがあります。

訪問を受けて利用する

- 訪問介護（ホームヘルプ）注*
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導

通所して利用する

- 通所介護（デイサービス）注*
- 通所リハビリテーション（デイケア）

特定施設において介護サービスを受ける

- 特定施設入居者生活介護

在宅での暮らしを支える

- 福祉用具貸与
- 特定福祉用具購入費支給
- 住宅改修費支給

短期間入所する

- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護



注*は介護サービスのみ。
要支援1・2の方は
枚方市が実施する
介護予防・日常生活支援総合事業の一部として
訪問型サービス、通所型サービスの
利用となります。

施設サービス ※要支援1・2の人は利用できません。

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- 介護老人保健施設（老人保健施設）
- 介護医療院

地域密着型サービス ※枚方市の被保険者しか利用できません。

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 夜間対応型訪問介護
- 地域密着型通所介護
- 認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）
- 看護小規模多機能型居宅介護

※介護保険で利用できるサービスについての詳細は、「介護認定給付課」、または別途お配りしているパンフレット「わたしのまちの介護保険」にてご確認ください。

介護保険に関するお問い合わせ先
枚方市役所

■介護保険の認定申請、給付に関して

介護認定給付課

電話 072-841-1460

FAX 072-844-0315

■介護保険料の算定、減免申請に関して

保険年金課(資格)

電話 072-841-1403

FAX 072-841-3716

■介護保険料の還付、口座振替、支払済通知に関して

保険納付課(管理)

電話 072-841-1144

FAX 072-846-2273

■介護保険料の納付に関して

保険納付課(徴収)

電話 072-841-1304

FAX 072-846-2273

